

中山間地域の農業の持続的発展に資する 食料・農業・農村基本計画の改定等について

【担当省庁】農林水産省

「食料・農業・農村基本法」の改正を受けて、今年度中に改定が予定されている「食料・農業・農村基本計画」について、中山間地域農業や小規模な農村集落の持続的発展が図れるよう、十分な施策を盛り込んでいただくとともに、以下の措置を講じていただきたい。

- スマート農業技術活用促進法に基づく基本方針に記載されている中山間地域等への配慮が図られるよう、「スマート農業技術の開発・供給促進事業」について、都道府県が実施する、中山間地域の実情にマッチしたスマート農業技術の開発に係る、十分な予算確保
- 異業種連携による付加価値の高い新商品の開発等を促進する「地域の持続的な食料システム確立推進支援事業」について、十分な予算確保及び「京都食ビジネスプラットフォーム」の取組採択
- 府内の約7割を占める中山間地域での農業生産活動の継続や、地域資源の活用などを図るため、中山間地域の振興に資する中山間地域等直接支払交付金、農山漁村振興交付金（中山間地農業推進対策）等の十分な予算確保

【現状・課題等】

■京都府農業の現状

- ▶ 耕地面積に占める中山間地域割合（R2）：（府）約65%、（全国）約45%
- ▶ 1経営体当たりの耕地面積（R5）：（府）1.4ha、（全国）3.4ha
- ▶ 農業経営体数（R2）：（府）14,181経営体（R2/H27 ▲21.3%）
- ▶ 農業法人数（R2）：（府）333経営体（R2/H27 11.0%）

■改正基本法の基本理念である「農業の持続的な発展」や「農村の振興」等を図るため、改正基本計画や関連施策等において、それぞれの地域特性に配慮した「生産性・付加価値の向上」や、「農地の保全に資する共同活動」等への、きめ細やかな支援が必要

京 都 府 の担当課	農林水産部 農政課(075-414-4901) 農村振興課(075-414-4906) 流通・ブランド戦略課(075-414-4964)
---------------	--

【国の事業等】

■概算要求〔農林水産省〕

- ▶ スマート農業技術の開発・供給促進事業 62 億円（新規）
- ▶ 地域の持続的な食料システム確立推進支援事業 3 億円（新規）
- ▶ 中山間地域等直接支払交付金 301 億円（令和6年度予算 261 億円）
- ▶ 農村型地域運営組織（農村 RMO）形成推進事業 104 億円
（令和6年度予算 84 億円）

■食料・農業・農村基本法の一部を改正する法律（令和6年6月5日公布・施行）

■生産方式革新事業活動及び開発供給事業の促進に関する基本的な方針（令和6年9月30日公表）

■食料・農業・農村基本計画（令和6年度中改定予定）

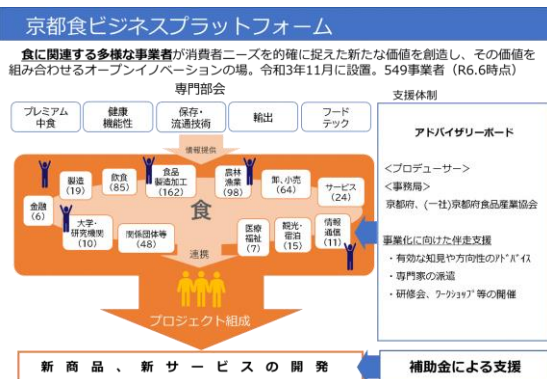
【京都府の取組】

■京都フードテック推進事業（令和6年度予算 342 百万円）



<生産性向上>

スマート農林水産業の実装支援
（ドローンによる農薬散布の様子）



<付加価値向上>

京都食ビジネスプラットフォームの取組
（新商品、新サービスの開発を促進）

■農村型地域運営組織（農村 RMO）形成推進事業（令和6年度予算 23,760 千円）



<中山間地域振興>

農村 RMO による農地保全の取組
（ラジコン草刈り機導入の試行）